

中国の葬儀改革にみる連続と変容

—— 地方都市における公墓政策の受容を例として ——

田村和彦

はじめに

死が生物にとつて避けがたい終末であるとすれば、死の経験はあらゆる人間において普遍的な経験といえる。同時に、人間がそれぞれの社会システムのなかに埋め込まれている限り、死の経験は各社会に共通する透明なそれとはなり得ない。とりわけ、急速な政治社会システムの変化を経験した現代中国において死を取り巻く状況もまた様々な力学が交差するなかで形成されてきたに違いないが、今日の中国大陸における状況については十分な検討がなされていない問題も少なくない。本稿がとりあげる、地方都市における漢族の墓地利用もまたこうした問題系に属する。



現代中国における死とその処理のあり方という括り方をすれば、実に様々な学問分野から報告や研究がなされている。とくに、社会学や歴史学、人類学、民俗学などから少なからぬ業績が蓄積されている。しかし、これらの研究を概観すると、各地の慣習の復活や変遷についての事例報告が多数を占め、これら多方面の事例を議論できるような共通の枠組みが欠如しているように思われる。

人類学に限って言えば、大きく分けて二つの原因が考えられるだろう。ひとつは、エイハーンやワトソンに代表されるような、漢族の葬儀について台湾や香港を調査対象とした議論が深められてきたにもかかわらず、葬儀に関する政策が大きく異なる中国大陸でこれらの成果を十分に活用するに至っていないことがある。先行する漢族の葬儀研究

と、今日の中国大陸で見られる葬儀に関する状況を接合し理解するためには、葬儀改革政策の内容について検討することが求められる。

もう一つは、人類学からなされた葬儀に関する報告が農村地域に偏重していることである。近年、農村のコミュニティ調査が蓄積されるにつれ、葬儀改革の進行しつつある今日の農村部における葬儀が報告され始めている。これらのなかには、葬儀改革そのものを分析の射程に含む研究も現れ、各地で行われる改革の現状を検討することが可能となりつつある〔川口二〇〇一、田村二〇〇一、二〇〇三、韓二〇〇二、川口二〇〇四〕。だが、大都市を中心に進められてきた文献に基づく先行研究と、村落というフィールドにおいて観察の結果得られる農村部での葬儀改革の実施状況は直接比較可能なものであろうか。むしろ、その間に横たわる中間領域について積極的な資料収集が進められていないため、国家の連続した政策のなかで事例を検討するというよりは断片的な個別的研究となっているのではなかろうか。

かつて、限られた資料のなかから的確に葬儀改革のアウトラインを素描したホワイトは、都市部と農村部における葬儀の有り様について乖離が広がっていることを指摘していた〔ホワイト一九九四（一九八八）〕。この指摘を評価するならば、情報の集積された大都市の葬儀改革と研究対象

となりつつある農村部での葬儀改革研究を総合的に発展させるために、制度上は都市に分類されつつも経済、文化上では農村に近いような地方中小都市に焦点を合わせ、両研究を相対化する作業が必要となるだろう。

本論では、陝西省の地方都市を取り上げ、政府の主導する公共墓地（以下、「公墓」と表記）の変遷と今日の利用状況を分析する。そもそも、公墓政策は、今まで述べてきた葬儀改革の一部をなすにすぎないが、以下の理由からこれを分析の中心としたい。

今日、葬儀改革（「殯葬改革」と称される一連の運動は、一九五〇年代中期から明瞭となる葬儀改革の三つの柱、すなわち(1)迷信を廃し文明的で資源を節約した葬儀を行うこと、(2)火葬場を建設し火葬化を大いに進めること、(3)瘠せ地や荒地を利用して公墓を設立し土葬を改革することからなる。これらは死の処理への介入という意味で一致するが、もともとの根源を異にしている。例えば、歴代王朝に見られる節葬論が過剰な葬儀の禁止を求める基礎になっており、火葬についても新しいところでは近代において上海で勃興した衛生論のなかにも類似の運動が見られる。墓地についても様々な議論が行われてきたが、直接的には新文化運動の際に見られた墓地の占有面積と耕作地の減少に関する議論に直接の根源を求めることができる〔田村二〇〇三〕。このうち火葬の推進は、近隣に火葬場の建

設が必要となり交通問題が解消されることで初めて実行可能となることから、中国各地で一斉に行われたわけではなく、その意味で中国の葬儀を論じる共通認識を形成するために最適とはいえない。葬儀の節約と迷信の打破については、運動の浸透度や強弱が地域により異なり、各地の具体的なデータが十分に蓄積されていないことから、葬儀改革の見通しを立てるという意味では困難がつきまとう。具体的な指標なくして直接的に不可視の精神領域を扱うことからも小論では十分に論じることができない。

他方、本稿の取り上げる公墓については、その起源を比較的新しい時期に求めることができ、資料についても保存されているものが少なくない。次章では、全く新しい埋葬制度として登場したとされる公墓が時代ごとに様々な文化的政治的力学のなかで変遷する様を系譜的に鳥瞰する。

一 公墓の系譜

—— 陕西省における墓地の変遷 ——

(一) 一九四九年以前の公墓

一九四九年以前の陕西省においては、中国の多くの地域と同じく、宗族あるいはその分枝を中心とした集団墓地が散在していた。平行して、地方都市の周辺には義塚や漏沢園といった祭祀者のいない、または葬儀を行うことができ

ない、墓地を維持することのできない貧困者のために設置された墓地の存在が確認できる。無縁者や貧困者の墓地と同じく、非血縁関係による墓地の集合という意味では会館付属地などに形成された出身地の関係性による同郷墓地も取り上げることができるかもしれない。そのほか、埋葬はされていないが将来的に故郷への埋葬が期待されている死者として「停棺」も見られた。ただし、北京や上海とは異なり、人間の往来や商業規模が大都市に及ばない陕西省では省都西安であっても上海四明公所の停棺組織や北京東北義園のような大規模な同郷者のため、あるいは公共性の高い北京万安公墓のような埋葬、遺体管理組織が形成されていなかった。

陕西省では、一九三五年から翌年を待つて個人の資格で指定された一定の区画の中に墓地を求める制度が導入される。一九二〇年代後半に矢継ぎ早に「公墓條例」（一九二八年一〇月、内政部）、「廢除卜筮星相視堪輿辦法」（一九二八年九月）、「取締停柩暫行章程」（一九二九年四月、衛生部）、「取締經營迷信物品業辦法」（一九三〇年三月、内政部）が定められ、遺体の処理に関する法整備が進められていたが、国家による公墓の設置は主に南京、江門、杭州、南昌において展開するものであった。その他の大都市では、流入人口を含めた人口圧に加えて、国情の不安定による交通網の寸断も手伝って、以前のように棺を故郷へ送

り返すことが困難となり、寺廟の一部が埋葬や火葬サービ
スを提供し私立の殯儀館（セレモニーセンター）が生まれ
つつあった。

しかし、もともと義園や会館付属地に埋葬する事例の少
ない地方都市においては県公墓建設の必要に迫られず、政
策の優先度は高くはなかった。現存する行政文書の記録お
よび当該地域の調査からはおそらくこの時点での公墓政策
が空文に終わったものと思われる。

遅々として進まぬ墓地政策の行き詰まりを打開すべく、
一九三六年前後には「婚葬儀杖調査」による冠婚葬祭の質
問調査を経て「公墓暫行條例」（一九三六年一〇月、行政
院）が再度提出されている。陝西省でも「設立公墓実施辦
法」（一九三五年）を布告し、各県の責任と監督下に全住
民を対象とした公墓の建設が計画されている。ただし、す
べての人々を対象とした墓地の建設という発想は容易には
理解されなかった。県によつては後述する「抗戦傷亡將士
公墓」と混同され、公墓の建設が遅れている（資料一）。
加えて「各郷鎮は各村を連ねて均しく公葬墓地を定めるこ
と。田畑の公有、私有を問わず、一律に人民が勝手に墳墓
を作ることを厳禁する」（「鄂県擬定奉令辦理公墓地区辦
法」一九三五年四月四日）と実行困難な条件を設定した県
が少なくないことも法令が遵守されない理由となった。資
金不足や土地確保の遅延も手伝って、甚だしきは公墓該当

地の調査書を作成したのみで着手すらしめない事例も見受け
られる。

一九四四年になると、改めて「公墓暫行條例」の遵守を
促す陝西省民政庁の通達、県政府の訓令がなされる。各県
の反応に温度差があったことから、一九四七年三月に改め
て訓令が出され、県を頂点とし郷、保に公墓を建設し、同
時に乱雑に散らばる古い墳墓の整理を命じている。あわせ
て、無駄の多い葬儀を反省改良し、社会の困窮を反映して
慎ましく合理的な葬儀を行うよう提案されていた。ここに
至つて各地で旧来の義地を改造する、新規の土地を購入す
るなどして県、郷鎮、村を単位として恒久的な公墓建設が
実行されていった。この時期の特徴としてレンガやセメン
トで門と障壁を設け、耕作地や水源、学校から距離をとり
衛生条件を考慮した様式が整えられたことが挙げられる。
内部設備も簡素ではあったが植樹を施し、均一な墓穴と通
路を確保した公墓という概念にふさわしい代物であった。
しかし、多くの県、郷鎮、村公墓は完成目標年を一九四六
年から四七年に設定しており、実際には施工が遅れるなど
してほとんどが死者を埋葬することなく中華人民共和国の
成立を迎えている。

中華民国期の公墓は県、郷鎮、行政村にまで公共の墓地
を付属せしめるといふ計画が行き届いた点で近代的な公墓
思想が陝西省という内陸部の地方都市に進入した端緒と

資料1 1930年代から1949年における市民を対象とした公墓と戦没者墓地の混乱

[陝西省涇陽県の事例]

[陝西省涇陽縣設置公墓進度考核表] 1944年(部分)

區別或鄉鎮別	原定計劃	到達階段	預計完成時日	省院轄區政府考核	内政部考核	備考
涇陽縣建立抗戰陣亡將士公墓	擬按三十三年十二月底完成一切公程	自本年一月起僅就墓址二十畝	本年十二月前			
註附	查本縣葬埋抗戰陣亡將士公墓在三十二年以前係利用舊日在縣城東郊之義墳葬埋抗戰陣亡將士嗣以地基狹小遂於三十三年一月另擇定縣城北郊外寶峰寺公地一段計地二十畝餘擬於年內築成圍牆及建立門樓等工程以壯觀瞻					

[代電府民三字第9648號文件] 1944年

「涇陽下縣長三十三年十二月二十三日涇民字第三六五號呈暨附件均未查設置公墓與抗戰陣亡將士公墓性質不同、該縣將抗戰陣亡將士公墓進度情形填入設置公墓進度考核表殊有未合(以下略)」(傍点は筆者による)

国民すべてが被埋葬権を持つ公墓という観念は順調に普及せず、各地で戦没者顕彰の作用をもつ抗戰陣亡將士公墓(下図)との間で混乱を引き起こし、改めて公墓建設を求められることとなる。

涇陽縣抗戰陣亡將士公墓(「建立抗戰陣亡將士公墓報告」資料番号なし、より)



階級に応じて大小の差があるものの、基本的には盛土状の簡素な墓地である。多くの県では従来の義地(貧困者、同郷、同業者を埋葬する墓地)を転用発展させることで対応した。

いつてよい。残念ながら十分に根付くことはなかったが、血縁集団ではなく、個人の資格をもって埋葬されるという遺体の統一管理の目標は明確に示されている。中華人民共和国期、新たな墓地政策が提示されて以降同一の場所を公墓として継続利用する事例からも確認できるように、従来詳述されてこなかったこの時期の墓地政策が今日の葬儀改革へと接木される関係性は注目に値する。そして、大局的にみて葬儀の改革が衛生的かつ進歩的な葬儀のあり方を追及するものとすれば、新文化運動からこの時期までにキーワードとなる墓地や火葬、迷信的習俗の改変や資源節約型葬儀の実行はすでに出揃っていることを指摘しておく。

以上、中華民国期における陝西省の公墓建設利用状況を概観した。ただ、現在の公墓に連なる系譜は国民を対象とした集合性墓地だけではない。公墓の一部が陵園と名乗ることから看取されるように、墓地を死体の処理にとどまらず社会的な意味を発生させる場として捉えれば、もうひとつの埋葬施設の果たした意義を無視できない。

(二) 革命墓地

資料から推察できる範囲において、陝西省に「公墓的なもの」が最初に形成されたのは、一九二七年にさかのぼる。劉鎮華指揮下の鎮嵩軍と西安守備軍による戦闘の結

果、国民連軍の到着による戦局の打開まで約八か月にわたって西安は孤立し、民間人を中心に三千人近い餓死者、戦病没者を出す惨劇となった。「公墓的なもの」とは、これらの遺体を皇城北部に作った二つの墓穴に合葬し、前方広場にて追悼式を行った事例を指している。この墓苑は、陝西省政府による遺体処理政策の萌芽ではあったが、埋葬資格が一回性の事件に限定される点で前述の意味での公墓というには問題がある。「新秦日報」によれば、遺棄された遺体処理についての建議を発端として追悼会が企画され、その後合計七回の準備会議を経て、国民聯軍在陝司令部による死亡軍人、受難人民の追悼式が催されることとなった。事件の記念性、大量死の位置づけをめぐる議論の中で、名称を「陝西革命大祭」と改め、墓地全体を「革命公園」、墓碑を「国殤墓碑」、合葬の行われた墳墓を「陝西革命殉難軍民合同塚」としてモニユメント化してゆく過程を確認することができる。

すでに「警察庁義地」や「官府義地」の例はあるものの、その名称である「義地」が示すように、軍属の戦没や戦乱に際しての民間人死者を祭り得る新たな展望は十分に確立していないように思われる。陝西革命の時期にはまだ中華民国として国事に関する死者を意味づけ体系的に処理する制度が完備されていないことから、軍民合同塚に至る道のりは創造性豊かなものとなっている。

類似の性格をもつ墓地に、一九一一年の黄花崗蜂起を契機として一九二一年に基礎部を完成させた広州黄花崗公園がある〔王二〇〇五・二四一―二五三〕。ただ、黄花崗公園が蜂起の犠牲者七十二烈士を中心に構成され、年々増加する事件と無関係な人々の墓地を排除し、革命のモニュメントとして特化していったのに対して、陝西革命公園では埋葬された死者のほとんどが民間人であり、死因も餓死や病死が多かったことから革命に殉じた人々として積極的に位置づけてゆくことが当初から困難であった。結果、黄花崗公園の事例のような革命の聖地としての墓苑化は進まず、「園中に管理の者なく、草が生い茂る」という無縁墓としての義地に近い状況を呈することとなった〔何一九三二（一九七一）〕。国家の名の下に整備された墓苑でありながら墳墓の呼称が「万人塚」であったように、人々には死の非正当性を喚起させる要素を多分に含んでいた中間的な存在といえよう〔中共西安市委党史研究室編 一九九三〕。

「異地で客死する」「天寿を全うせず逝去する」という「厲」（悪鬼）とみなされるものであったことを想起することはあながち間違いではなからう。このように、革命墓地や陣亡公墓といった、国家と結び付けられた一部の埋葬施設においても、地域社会では義地や漏沢地と近似の存在として解釈されていた。

(三) 共産党政権の墓地政策

陝西省北部には甘陝寧辺区政府が誕生しているので、続いて彼らの墓地政策を比較してみたい。結論を先取りすれば、現在残されている行政文書からは国民党の体系化しつつあった葬儀改革と同じ規模の政策を見つけることはできない。数少ない葬儀に関する文書のなかでは、民政庁による生活慣習の改革案、文教組の提出した喪事礼俗改革案が突出している程度であり、葬儀とくに墓地に関する慣習が積極的な改革対象となっていたとは言いがたい。初期には「迷信を取り除く」とする項目のなかで簡単に墓堀人夫への賃金を制御するよう指示があるに過ぎない。後日、改めて葬儀に関する慣習の改革を三つにわけ、(1)若い風水師の思想改造、(2)葬儀全体の簡素化、(3)風水師に支払われる費用の制限、具体的には労働者の二倍から三倍の範囲に収め日当として計算するという提案がなされている。「これを行うのに急ぎすぎ、強制的な命令方式を用いてはならな

い」としているから、一九四九年以降に現れるような硬直した命令としての葬儀改革ではなかったと思われる「陝西省社会科学院編一九九一」。

礼俗改革の力点は、巫婆らが葬儀の日取りを決定する陋習、迷信的儀礼の実行に関与する人々を改めることにあり、前後して繰り返し行われていた「巫神が邪な行いを改め正しい道に戻り、迷信に使う道具は鋤になった」など迷信改革のキャンペーンの一部であったと考えることできる。五〇年代の墓葬改革にみられる意味での革命、つまり社会の運動原理を神や靈魂といった超自然的存在から取り戻し、より「科学的な」、人間の労働による地平へと転換を図る方向性が特出ししている。同時に、当時の共産党にとって人々の埋葬問題は、強制結婚や童養媳の廃止に見られる婚姻改革や纏足の禁止と並ぶような問題とは認識されていなかったことを指摘できる。

一般の人々が利用する墓地の管理に大きな関心が払われてない一方で、特定の死のあり方について顕彰することについては十分な注意が注がれていた。甘陝寧辺区政府時期の早い段階に現れた、墓地に現れる死の顕彰としては、たとえば劉志丹（一九〇三—一九三六）の墓地建設が挙げられる。陝西省北部に共産党政府の拠点を築く上で大きな功績のあった劉に対しては、墓地というよりは陵墓というべき壮大な埋葬施設が建設された（一九四〇年建設開始）。

これは完全な個人墓であり、本稿のいう公墓概念は当てはまらないものの、後には革命への功績が認められた故人の顕彰を進める過程で親族や地域を越え、政治性を結実点とする集合墓地が形成されることになる。それが革命を記念した墓地である。

甘陝寧辺区政府による公墓の嚆矢は「革命公墓地」（一九四一年）に求められる。幹部の飛行機事故死を契機に形成されたこの墓地は「公事により疲労憔悴し疾病で死亡した者、敵機の爆撃で死亡した者、戦場に命を投げ出し壮烈に犠牲となった者」を埋葬対象とし、七月七日を記念式典とする革命顕彰墓地であり、一般の人々に開放されたものではない。彼らの言う公墓はこの時点では本稿の注目する国民の埋葬を統制するものではなく、むしろ民国政府の墓地政策で言えば「国殤公墓」（一九四六年）、「中日陣亡遺骸公墓」計画（一九四七年）に対応するものであった。特化されない多くの死は戦闘地区に埋葬しごく簡単な土盛を作り「木牌や石垣を加えて標識を樹立し、もって識別の資となすように」といった程度であり、友軍と認識できない遺体は「群集を動員し野晒しの死体を捜索し、村から二里以上離れた場所に埋葬し、その深さは地面より三尺以下として、往時深く埋めなかつた死体は新たに埋めなおすべし」としていた。

省内でも大規模な戦役が発生すると烈士陵园を建設し典

礼空間として整備してゆく動きがあらわれる。すでに激しい戦闘を経験していた地域の例を援用して、愛国戦争を勝利するために後方人民の団結と発揚を目標とし、党に係わる死者の墳墓を掃除整理し、忘却や破損を防ぎ、生徒を動員した記念式典が開かれるようになる。

その後、共産党の優勢のなかで戦闘が進められるようになると、遺体の処理をめぐって行政指示や通達がたびたび発せられることとなる。現存する墓地に係わる通達は、烈士家族による遺体捜索と運搬をめぐる方便を図り運搬をめぐる公費の支給を中心としており、直接に当該地域の人々を含むものではない。

以上、一九四九年以前の共産党による墓地政策を概観してきたわけだが、その特徴は特定の死のあり方を中心に葬儀をめぐる政策が形成される状況にあった。葬儀のなかに見られる「迷信」を排除する萌芽はすでに現れているものの、葬儀政策としては部分的なものに過ぎない。近代国家において死の管理と記憶、意味の再構築が交錯しつつ行われることはしばしば見られる現象であるが、上述のような烈士への偏重はのちの葬儀改革のなかでしばしば引用される毛沢東の言葉に良く現れているといえる。

今後われらが隊伍の中で誰が死のうが、それが炊事係であれ戦士であれ、有益な仕事をしたことのある者であれば、われらは彼の葬儀を行い追悼会を開く。こ

れを一つの制度としなければならない。

そもそも、この言葉は炭窯の崩落で事故死した黨員張思徳の追悼会会場で述べられていることからわかるように、「有益な仕事をした」者の死を起因としており、死に意味を見出し、選択する意図を含んだものである。とすれば、早い段階から個別の事件を一定の判断基準に従って「我々の歴史」として再編成する強力な傾向性が見られることになり、すでにこの時点からワトソンが指摘するような、新たな「鬼」を記憶し秘められた歴史を語る可能性について、限定が加えられていたと考えることができる [Watson 1994]。

二 中華人民共和国における公墓

(一) 一九四九年以降の墓地政策

前節で概述したように、共産党政権では国民全体を対象とする墓地政策が十分に成されておらず、中華人民共和国を樹立した後は葬儀政策として迷信打破運動を行いつつ、国民の墓地に関しては多くの部分を民国時期の政策を引き継ぐこととなった。全国的には一九四九年から五三年にかけて、葬儀関連施設（葬儀場、火葬場、公墓）が国家に接収、国有化されているが、地方都市には十分に機能を果た

しうる公営私営の墓地が成立していなかったため大きな進捗は見られない。また、葬儀改革を論じらううえで重要な一九五六年の火葬提唱も施設をもたない地方都市においては即時的な展開には至らない。翌々年には県から村までを含む範囲を対象として省内各地で「墓葬改革」（葬儀改革の前身）の通達がなされている。陝西省各地の農村部にとつてこれがはじめての強制的実行力をもった墓地政策といえるよう。

この段階では、農業生産の大躍進を図り、葬送礼俗に深く結びつく迷信を打ち破ることで大革新を遂げることが目的に掲げられた。具体的には、旧墓地を移動し新たな埋葬はすべて地上に土盛を残さないことよつて、(1)耕地面積を拡大し生産性を向上させ増収を図る、(2)土地を平らにすることで従来の耕作にも利点があるばかりでなく、新型の農機具導入にも有利である、(3)墓地の雑草を取り除くことで害虫が隠れる場所を無くす、(4)迷信を打破し、「移風易俗」を打ち立てることにあつた。そのため、以下の五つの施策が求められている。①墳墓を開き土饅頭を均す、②公墓を建設する、すでに公墓があれば果樹公墓へ作り変える、③以後、遺体は深く埋葬し、土饅頭を作らない、④起伏の激しい土地では崖に横穴を穿ち墓穴とする、⑤徐々に火葬を推進すること、である。第四項目にみえる、黄土高原特有の侵食によつて発生した地形「塬」を利用するなど

は当該地域の状況を反映するもので、上層部の決定が地域に画一的に行われたわけではないことを示している。中央では最終目標として掲げられた火葬も設備を持たない地方都市および周辺地域では事実上不可能であるから簡単に書き足されているに過ぎない。

この墓葬改革は、社会主義的生産と社会服務のために行う運動と位置付けられていた。というのは、運動の結果期待される成果は生産性が飛躍的に向上する、また新社会での幸福は風水師や神にゆだねられた運命論によるものではなく、労働によつて決定されることを浸透させるだけではないからである。当時の議論によれば、改葬は人々に忌み嫌われるところであるが当然死者に対して哀悼と記念の思念をもつてこれを実施する。よつて、「共產主義的道德基準を人民に教育する」ことに利用でき、その論理は死者を記念することで人々の団結を強め生産を鼓舞できると位置づけていた。この公墓は今日の農村部にみられる墓地の端緒となつている。省内中部のある県ではこの運動により一万三四二八基の墳墓が平坦化され、二六一四畝の耕作地が回復され、二〇〇以上の公墓が建設されたと報告されたように、中華民国以来の墓地の統一管理はここに至つて全面的な成果を収めている。

ただ、この運動は農業生産に焦点をあわせた村落での実施を念頭にしたものであり、都市的な状況、すなわち人口

が密集し埋葬可能な土地と切り離されている点を考慮した
ものではない。大都市では、墳墓の平坦化を積極的に推
し進める一方で、固定的な埋葬地としての公墓を形成す
るには十分な配慮がなされなかった。さらに、一九六〇年前
後の政治経済的な混乱は新たに提唱された公墓の収容量を
超える多数の死者を生み出し、郊外や農村の随所に墳墓が
見られる旧来の状況へと急速に回帰していった。

(二) 「墓葬改革」から「殯葬改革」へ

一九六一年になると内務部による葬儀礼俗の改革が検討
され、この結果、民政部の下位部門に専門部署を設けて葬
儀改革の四大項目を推し進めることとした。ここで明記さ
れた四大項目が現在の葬儀改革における基礎となるので各
項目を簡単に挙げておきたい。はじめに火葬の推進があ
る。ただし、全国を一律に火葬に改めるのではなく、設備
の整っている大都市から始めて徐々に中小都市に火葬場を
建設してゆく段階的な普及方法をとる。二番目に、荒地や
痩せ地を利用して公墓を建て土葬を改革する。土葬改革の
言葉が意味するところは、以前のような墳墓の散在を防ぎ
公墓のなかに集中することで統一的管理を図ることを指
す。三番目は葬送の旧俗を打破し節約的葬儀の確立を目指
す。埋葬の吉日選択や野辺送りに用いられる紙細工など
「迷信」を取りやめ、木材の乱費である棺材を廃止した

り、盛大な葬儀を禁止することを意味する。最後に、葬儀
改革を推進する単位を行政地区と定め、葬儀関連事業の統
一管理を新たに設けられる専門部署の管轄と規定した。こ
の方針は大都市を含む全中国を想定したものとはいえ、火
葬を改革の先頭に位置づけることで、先年の火葬宣言と補
強しあう形であったかも知れない。事実、一九六五年の大中
都市における全国一斉葬儀改革実施の際には、「葬儀改革工
作についての意見」に前後して改革進展を火葬場の建設数
で測定する状況が見出される。翌年の座談会でも同様に火
葬場の議論に収斂してゆくこととなる。この革命的雰囲気
は徐々に地方へも伝播し、省内の中規模都市では一九七七
年頃から各地区の革命委員会にて火葬場建設が議論され、
用地や資材の確保が進められている。

その一方で、各地で建設半ばにあった大規模な公墓は一
時的に使用が中止されることとなった。もともと規範的な
墓地の一つである西安三兆公墓もこの時期には火葬土葬の
別を問わず単位外部者の埋葬を停止している。墓地の発展
的代替施設として、火葬場に併設された遺骨保管所（骨灰
寄存処、紀念堂）の利用が急増することとなった。多くの
死者は火葬され数年間は遺灰として保存されるが最終的に
は処分される、あるいは地中深く埋葬されることで、完全
な消滅が期待されていた。公墓といえども土地を占有する

施設であり、「死者が生者と土地を争う」事態を根本的に解決するためには墓地の存在そのものが議論の俎上に乗せられたのだった。従来の研究では、文化大革命に伴う混乱が葬儀改革の実施を遅らせたとする指摘もある。しかし、それは改革の主体となるべき民政局が機能停止していたにすぎず、火葬場の普及、火葬率の上昇、死にかかわる行為観念のシステムを再編成する意味では、この時期こそが葬儀改革の発展時期といえることができる。

ここで、人口規模の小さい、火葬場建設が急がれなかった地域に視野を転じてみよう。一九七〇年代後半、地方小都市では簡素な県城付随の公墓が建設されている。火葬場建築に代わる第二の施策、つまり荒地を利用した土葬改革の推進である。公墓が火葬場の代替物であったことから、当然、初期の埋葬者は土葬である。埋葬者、つまり革命の推進者も政治社会的風潮を反映し工場労働者に限られていた。かれらは生産に携わるなかで事故により落命し、その死因ゆえに社会建設の先鋒として顕彰された。葬儀にあたって盛大な追悼式が開かれ、単位によって治喪委員会が組織され家族というより社会の構成員として追悼されている。その死は労働条件の劣悪性や本人の過失といった問題から切り離され、革命の視点から再度捉えなおされることよって社会的な意味を獲得し、完成したばかりの公墓に埋葬されることで永遠に名をとどめることとなった。換言

すれば、地方都市に新たに誕生した公墓はすべての人々が埋葬されうる公共の墓地としてではなく、事故死という非正常死が革命の枠組みから認識しなおされた結果、積極的な意義を見出される特別な場であった。十分に浸透する以前の公墓は、労働者の遺体をもって、義地としての作用を維持しつつ、他方で社会貢献を体現する場としての機能を与えられていたといえよう。

死の意味づけは一元的に革命的行為と貢献に拠っていた。顕彰の価値が認められた死者は石碑に名を刻まれ、永続的な墳墓を残すことが許された。度重なる墓地の移動や平坦化のなかでも、「歴史的、芸術的、科学的価値のある墓地」は墳墓建設禁止領域の中であっても保存されたことは、墓地政策の目的をよく表している。反対に、多くの人々の死はあるいは火葬後遺灰を処分され、あるいは土盛を残さず地中深く埋められることで記念化されることはなかった。ここに、顕彰に値する死とそれ以外が注意深く分別され、両者の距離が大きければ大きいほど顕彰のもたらす効果も絶大となる社会過程を見出すことができる。

極小化した陵园とでもいふべき地方都市公墓の位置づけは社会体制の変化に伴い短い期間で終息を迎える。公墓内の墳墓が売買可能という形ですべての人々に開放される一九七八年以降は、一時的ではあるが逆に墓地利用者が減少したからである。

政治社会システムが方向転換を図るとき、文化大革命時期に高まりをみせた葬儀改革は再び退潮へと向かうこととなった。新たな遺体処理の施設として葬儀のあり方への革命として登場した地方都市の火葬場は、革命を継続する方向が揺らぐなかで、利用者の減少や廃止統合を余儀なくされた。大都市を含め、中国各地で火葬率が低下し、任意につくられた墳墓は再び増加し、激しく批判された旧俗が急速に回復するかに見えた。そこで一九八一年には第一次全国葬儀工作会議が開催され、一九八二年には「民政部による葬儀改革を更に一歩進める報告」が國務院で批准されることにより、大躍進時期から文化大革命時期にかけて形成されてきた改革路線が再度確認されることとなった

「趙二〇〇〇」。一九八五年にはこれまでの検討を統合し、「國務院関與殯葬管理的暫行規定」が批准されている。これ以降、省以下各行政単位では従来の運動方式から法律による管理へと移行し、市や県でも「殯葬管理暫行辦法」(陝西省は一九八六年制定)が定められることとなった。法的根拠と責任が明確になり一連の手続きが整備されるにつれ、公墓と火葬場の利用は徐々に活発となり、陝西省では特に前後して墓地平坦化運動が展開されたこともあって、市や県の住民のための墓地として浸透し始めることとなる。とりわけ、法制度の整理が進み葬儀関連機構の位置づけが明確になっても火葬後の遺灰を埋葬する骨灰式

公墓が禁止されなかったことから、公墓利用者は増加の一端をたどっている。

三 今日の地方都市における公墓

(一) 二つの地方都市における墓地利用状況

ここまで、陝西省地方都市における公墓政策の変遷をたどってきた。本章では視点を変えて、改革の過程にある公墓がどのように受容されているのか、規模の異なる二つの公墓をとりあげ共時的な分析を行う。

A市は市管轄、つまり葬儀施設の主要な利用者となる人口で約七六万五〇〇〇人を擁し、陝西省中部に位置する省内有数の軽工業都市である。葬儀サービス施設は大型の公墓(A公墓)が一箇所、殯儀館とその内部に併設された火葬場があり、いずれも市民政局のもと経営性サービスを提供している。公墓の管理は市殯儀館に併設された殯葬管理センターに任されている。殯葬管理センターは火葬場に遅れること十年、一九八七年に成立しており「積極的に、段階的に火葬を推進し、土葬を改革し、封建迷信の残る葬儀習俗を排除する」ことを目的に葬儀関連法規の宣伝と違反の処置を司る、葬儀改革を直接指導する監督機関である。これらの施設は県北部の郊外に集合して建てられてお

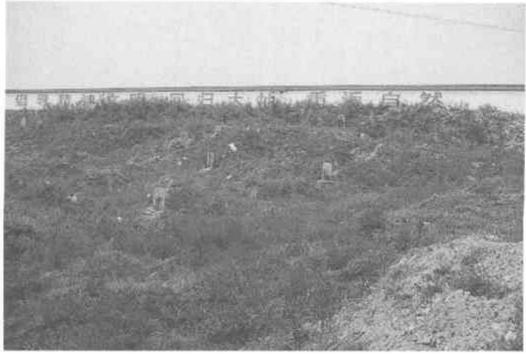


写真1 A公墓と外部に広がる「乱埋墳」

り、日常的な生活とは隔離されている。A公墓は一九九四年に建設された。A市を代表する公墓の建設が遅れた理由として、痩せ地や荒地に遺体を埋葬し平坦化する形式と火葬した後の遺骨を殯儀館内にある「記念堂」（遺骨安置所）に預ける形式を並列して行っていたこと、また、同市の管轄する他県郊外に七〇年代後半に大規模な骨灰式公墓が建設されていたことによる。本来、火葬による骨灰化を進め、究極的には墓地すら建てないことを最終目標としてき

た葬儀改革にあつて公墓が火葬場の後に建立される事態は一見奇妙に映るが、施策重点の変更を受けて省内の多くの都市では両者が並存する事例が多い。

現在の公墓を建築するにあつて土地を提供した行政村の人々によれば、なだらかに傾斜するこの土地は公墓建設以前から「乱葬墳」と呼ばれる墳墓が散在する荒地であった。ここには火葬場が建設される前から、村人だけでなく、市街地居住者も埋葬されていた（写真1）。外観からは違法で乱雑な土葬墳墓に囲まれた一面に公墓が埋没している印象を受けるが、新旧の葬儀改革が断片的に堆積し、さらに政策の弛緩期に増加した違法な埋葬が加わった現場と捉えるほうが適切である。このように現在の公墓は一九九四年に成立したものであるが、まったくの荒地に計画されたものではなくすでに墓地として利用された来歴を有している。民国期の公墓跡が現在の村公墓に繋がる事例を思い起こせば、まるで、試行錯誤の果てに放棄された各時代の墓地がその変遷を忘却させまいとするようである。

B公墓は陝西省中部に位置するB県に設けられた唯一の民政局管理下の経営性墓地である。B県は南部で農業用水が発達し主要な産業である農業を支え、北部は黄土高原へと連なる緩やかな傾斜地が広がり、石灰、石炭など地下資源の採掘が盛んな人口約七三万人の貧困県である。耕作に

適さない場所を選地した結果、B公墓は皇城北部に、殯葬管理センターは利用に簡便な皇城東南郊外に設置されている。地理条件の許す限り皇城北方に好んで公墓を配置する傾向は、王朝時代に亡鬼の祭祀を行った厲壇の存在を想起させる。

B公墓は利用者が少ないため平時には封鎖されており、事前に埋葬や墓地参拝の連絡を受けた場合に開門する仕組みになっている。墓地自体は一九七六年に建設されており、二〇〇二年五月までに一三〇人が埋葬されている。B県は土葬改革区であるため当初火葬場は存在せず、埋葬開始時には土葬を許容する墓地であったが、現在は遺灰のみを受け入れる。土葬された初期埋葬者七名はすべて職務中に落命した労働者であり、職場の上司によって追悼され墓碑が与えられている。公墓への埋葬が限られた機会であった時期の大都市では死の社会的意義が問われ、公葬という顕彰を経ることで墓碑を建て記憶化してゆく典型例といえよう。「人民に奉仕」した結果としての死のみが記憶化される制度が続いたため一般の死者への開放が遅れ、また公墓の性格に殉職者という印象を強調したことで、開設後二五年以上経た今日でも約一三畝の墓域には空き地が目立ち十分に活用されていない様子がうかがわれる。

(二) 共通する特徴としての外来性と若年死

両公墓はそれぞれ公墓政策の完成期と過渡期に位置し、埋葬者数や利用のあり方に大きな差異が見出せる(表1)。その一方で、両者にはきわめて興味深い共通要素が含まれている。以下ではこの点に着目してみたい。

まず目につく特徴は、両公墓ともに出自を陝西省外部に求める人々が多く、墓碑に祖籍地からの移住の経過を記すことも少なくない(以下ではこの範疇の人々を「外地系」と記す)。都市部居住者の人口比では明らかに当該地域周辺を祖籍地とする人々(「本地系」)が多数を占めるにもかかわらず、墓地埋葬者に限れば必ずしも本地系が多数を占めるわけではなく不自然な分布を示している(表2)。

次に、埋葬の形態に注目してみると、夫婦合葬形式の墳墓は外地系優勢に変化がないが、単独墓では逆転しA Bどちらの公墓でも陝西省を祖籍とする本地系の事例が最も多い。当該地域の農村部では夫婦合葬を理想とし、配偶者の埋葬に際して傍らに自らの墓地を準備する。時には改葬を経てまでも夫婦の隣り合う墓地を志向する傾向が見られる。逆に単独の墓は若年の死者など予測されない死を連想させることから忌み嫌われる。すると出自と墳墓形式には年齢を介在した関連性があることになる。この農村部の慣習に基づいて年齢を基準に埋葬者を分類した結果が図1に

表1 各公墓の概況

	A 公墓	B 公墓		A 市殯儀館	B 県殯儀館
区分	経営性 (民政局)	経営性 (民政局)	建設着工	1973年	1979年
建設	1994年	1976年	対外開放	1978年	1982年
面積	9.9畝 (後増築)	13.6畝	火葬数	8,722具 (1978~1990)	217具 (1982~1990)
墳墓数	1,426基	80基	土葬区	下記以外 すべて	全域
埋葬(含 予定者)	2,368人	130人	火葬区	市内1区と 火葬場のある 4県の一部	なし
埋葬形式	墳墓/壁葬 塔葬(未使用) 土葬墓(～1995)	墳墓/壁葬 塔葬(未使用) 土葬墓(～1989)	骨灰管理	「記念堂」 (骨壺安置施設)	「骨灰堂」 (同左)
その他	「回民公墓」 併設	なし	その他	火葬区の拡大中	移動計画(頓挫)

なる。省内全体では五〇―七〇歳以上の埋葬者が多い自然な曲線を描く一方、各公墓管轄内の人々は相対的に各年齢層に分散している傾向が読み取れる。

葬儀改革の議論を積極的に行ってきた民政局を中心とする議論ではこれらの問題系を見逃してきた。あるいは公墓の建設数や火葬率という、改革の浸透を示す数字の中で「隠蔽」してきた「韓二〇〇二」。しかし、文化規則と観察可能な行為のずれに注目し、行政からのアプローチでは取りこぼされる、一見奇妙な現象が発生する背景を考察する必要がある。これらの現象を読み解くことで、地方都市における葬儀改革の受容について埋葬者、遺族の選択を含んだ理解が可能となるのである。

A市は歴史的背景により清朝末期から断続的に河南省、山東省、河北省から積極的な移民を募った経緯がある。これは埋葬者名簿に大量に現れる祖籍地と符合する。B県でも小規模な移民は行われたが地理的に山西省、河南省に近接していることが重要である。かれらは移民後の世代深度が浅く定住に至る過程が記憶されている事例が多い。当初は農村部への入植が進められたが、早い段階で都市郊外へと移動し、同じく外地系の人々を婚姻対象として選択する傾向が強い。これらの事情から、農村部に近親を媒介としたネットワークを十分に構築していないことが多い。本地系の人々であれば親族のネットワークを通じて本来は禁止

表2 墓碑にみる埋葬／埋葬予定者の省別分布

A 公墓

省・地区	合葬／同一	合葬／別	単独	省・地区	合葬／同一	合葬／別	単独
陝西省	263	68	139	江蘇省	83	35	21
河南省	466	98	131	甘肅省	22	25	9
河北省	113	61	27	天津市	8	12	2
山東省	119	54	49	北京市	6	11	8
山西省	60	29	15	上海市	4	15	4
湖南省	10	9	11	安徽省	19	15	7
湖北省	14	14	10	浙江省	15	19	4
広東省	3	1	6	遼寧省	79	15	11
広西省	2	4	1	四川省	22	14	19
江西省	6	1	1	黒龍江省	11	6	2
雲南省	0	2	1	吉林省	14	3	2
福建省	2	2	0	貴州省	0	0	1
寧夏	2	1	1	新疆	1	2	0
内蒙古	4	1	0	不明	14	2	5

B 公墓

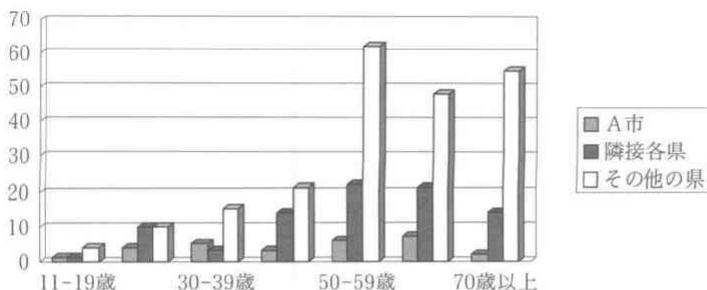
省・地区	合葬／同一	合葬／別	単独	省・地区	合葬／同一	合葬／別	単独
河北省	16	1	1	江蘇省	4	3	2
山西省	10	4	2	山東省	4	0	0
河南省	10	2	3	吉林省	4	1	0
湖南省	7	0	0	四川省	2	1	0
本省他県	5	1	5	寧夏	2	0	0
本省B県	4	4	5	その他	2	4	1

注：数字は埋葬者と埋葬予定者の人数を示す。埋葬予定者とは、夫婦同穴を基本に建てられる墓碑に生没年を抜いた形で記載される今だ死亡していない配偶者を意味する。同一祖籍を持つ夫婦の合葬墓を「合葬／同一」、合葬墓であり埋葬者がそれぞれ別の祖籍を持つ事例を「合葬／別」、埋葬者が一人である事例を「単独」と表記する。

「祖籍」「原籍」として記載される地域は、本人の認識上での地域であり、移動から時間を経るにしたがい曖昧化する傾向が認められる。認識上の世代深度が浅い当地域では五代の父方祖先を超えて具体的に継承する例は少ない。

※A公墓は省を基準に分類した。B公墓は人の移動性の低さをふまえ、B県と本省他県をさらに分けた。

A 公墓（陝西省原籍に限定）



B 公墓（埋葬総数を分類）

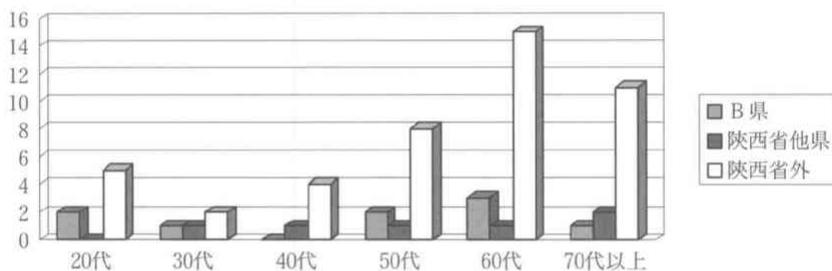


図1 各公墓における埋葬者の年齢分布

注：年齢については生没年から算出したため、故人の認識していた年齢とズレが生じる例も含むと思われる。

B 県を祖籍とする埋葬者の事例自体少ない点を否めないものの、全体の中で若年層の比率が高いことを確認できる。また、B 県原籍の埋葬者のうち男系子孫のいない例が 4 件、B 県以外の原籍（陝西省内含む）のうち男系子孫のいない例は 8 件となっている。立碑と祭祀者の確認できる全 62 例のうち、12 例は祭祀有資格者を持たない。

されている農村部土葬地域への埋葬が可能だが、外地系の人々はこうした方法を取りえず、民政局の管理する廉価な公墓を選択する機会が増している。骨灰式公墓が登場することで文化大革命時期には困難であった追慕の場を求めることが可能となり、「入土為安」（土地に埋葬されることを理想とする観念）を読み替えることで火葬後の埋葬が増加することとなっている。制度的側面からも同様の選択が支持される。旧中国では、都市部で死亡した遺体であっても停霊や停柩と呼ばれる運棺方法により祖籍地へ埋葬が可能であった。しかし、一九四九年以降はその担い手である同郷出身者の組織は消滅し、帰るべき故郷の集合墓地も失っている。決定的な状況は、現行の葬儀関連法案ではこれらの死者を一堂に

埋葬することが期待される宗族墓や家族墓が禁止されるため、故地への埋葬に意味が見出されないことにある。

この状況下では遺骨は単なる客死者のそれと同等であり、逆に共同体への持込が忌避されるにすぎないこととなる。

我々は前章において今日の公墓の系譜の一つが義塚や漏沢園とよばれる装置に求められることを確認した。それはまさに祖籍地を離れて死亡する客死者や貧困により十分な葬儀埋葬を行うことのできない人々を收容する場であり、今日の埋葬者の傾向に見られる外地系の人々の需要と通底する機能を帯びているのである。ただそれが単なる過去の再現を意味しないことは明らかである。今日の埋葬者は決して忘却され遺棄される墳墓の住人ではなく、墓参に訪れる人々と強い家族的紐帯で結ばれているからである。

次に、本地系の埋葬者のなかに若年層の単独墓が多い現象は如何なる社会的意味があるのだろうか。近隣の村落における墓地調査では父母の名義による墓碑建立はほとんど見られない〔田村二〇〇一〕。その理由は「白髪が黒髪を送る」葬儀では簡易な埋葬を施すのみで、祖先となりうる死者、民間における規範に沿った死者ではないからである。父母による子供の祭祀は認められないため、墳墓を祭祀の場所と捉えれば、こうした地点に墓碑を立て記念化するということには意味がない。しかしながら、共産党が繰り返し行ってきたキャンペーンを再解釈し、超自然的なつながり

を想起させる祭祀から人間を主人公とした価値観と社会への貢献を記念した追悼へと読み替えることで、父母はわが子を、配偶者は早逝した伴侶を追慕する場として公墓を位置づけることができるのである。これらの墓碑にしばしば「懐念」すなわち、思い偲ふと記されるのは、まさに近親者の追慕の情を表している。

若年の死での多くの場合、祭祀の継承者、すなわち男系子孫を持たない死を意味する。公墓の購入理由や墓碑の記載からみて、後継者の不在が高価な墓地購入の動機のひとつにすらなっている。若年者の単独墓に記された祭祀者、建立者は、死者が既婚の場合、配偶者、女兒が名前を連ねる事例が多い。未婚であれば、先述の父母のほかに、姪や甥といった直系ではない下位世代が墓碑に現れる。従来の人類学的研究の成果が示しているように、伝統的文化シテムのなかでは排除されてきた未婚の死や男児をもうけない死、事故死や夭折といった反規範的な死の有り様が、公墓という場を与えられることで顕在化する様子を見て取ることができ。迷信的な祭祀を打破するという意味では、これらの死者を追慕する場が容認されることは葬儀改革の成果とみなすことができる。けれども、火葬の推進や墓地の整理が耕地面積の確保という側面を兼ね備え、最終的には特定の墓地を保護する一方で一般的な死を忘却する制度を目指していることを想起すれば、このような墓地の形成

は果たして目標の達成と捉えることができるのだろうか。⁽²⁶⁾
むしろ、義地の記憶と結びつき、非正常死の埋葬、追慕の可能性を問うことで潜在的な墓地需要を掘り起こしつつ、地方都市における公墓発展の動力となつている、とすら言えるのである。

おわりに

かつて中国の葬儀改革を分析したホワイトは、葬儀における都市と農村の分断が一九四九年以降拡大し、それが「農村の貧困と無知という、やがては取り除かれる要素に単純に起因しているのではなく、むしろ中国共産党の指導者達によって課せられた組織的な制度が、都市と農村ではつきりと違つていたことの結果である」と指摘している〔ホワイト一九九四(一九八八)・三三九〕。限られた資料の中で葬儀改革全体を俯瞰したこの考察は、葬儀という行為観念領域で革命を進める中華人民共和国における死を考察する際の導入としてその価値を高く評価できよう。

本稿は、陝西省の葬儀改革と公墓を機軸に当時の資料状況から先行研究では十分に検討されてなかつた領域に焦点を当てた。二〇世紀初頭から様々な分野で進められた近代化の一環として着手されていた葬儀をめぐる改革と今日の葬儀改革が如何なる関係にあるのか、そして農村と都市の

境界的位置を占める地方都市においてどのように公墓が受容されているのか、という問題系である。

本論で叙述したとおり、大まかな素描としての葬儀改革は伝統の刷新や科学、衛生的遺体の処置という点で連続している。現時点からは一括して葬儀改革と呼ばれうる政策にしてもすべてが完備されて全国に均一的に実施された規則ではなく、各時期の政治文化的志向性のもとに負荷を与えられた改革政策の集積にすぎない。とすれば、現行の葬儀改革法規と実際に観察可能な埋葬や葬送儀礼を照らし合わせて、その合法性や逸脱から改革の成就度合いを検証する手法には大きな限界が含まれていることが理解できよう。これが本稿で、完成体としての葬儀改革ではなく、それが政策として立ち現れてくる状況を示す行政文書に着目した所以である。同様に、こうした認識に立つことで、一九四九年を境に伝統と改革を対照的に配置するような先行研究に見られる手法が実際のところあまり有用ではないことに気付かされることになる。確かに一九四九年以降の一連の葬儀改革は、伝統的文化システムに大きな変更を迫つたという点において、少なからぬ成果を挙げたとする見解は間違ひではない。しかし、中華人民共和国の成立を起点に火葬率や公墓建設数を基準に分析を進めたところで、畢竟改革政策の浸透論と伝統の復活論を繰り返すだけであろう。現時点で改革の最中にある地方都市では緑豊かな公墓

が形成され、利用者は増加している。しかし形態に囚われ、意味を推し量ると誤りをおかすことになる。実際には非正常死のあり方として利用され、「公墓」という言葉より「乱葬墳」という用語で語られ、家族を単位とした追慕の場として記憶化の一翼を担う形で消費される側面をもつ。社会的な想像力は語彙の運用や埋葬対象者の連続性に見取できるが、それは単なる連続や復興という言葉で捉えるべき問題ではない。むしろ、地方都市における公墓の需要状況は、一定の連続を踏まえつつも、社会状況の変化に伴って運動の焦点や手段の布置が変化することで、文化要素の接合のあり方も変更を重ねることを示している。

行政文書の閲覧や殯葬館での調査が可能となった現在行うべき議論は、葬儀改革がどのように形成され、葬儀の現場でどのような相互行為が行われ、如何にして受容されているのか政策と文化システムの力学のなかで生み出される行為を読み解くことにあるといえるのではないだろうか。

〔付記〕 一九四九年以後の葬儀改革に関する法規収集にはト

ヨタ財団個人助成「現代中国における葬儀改革の分析」——国家による「民俗」改変運動と民衆の価値変化（平成三年）、葬儀施設での調査資料の一部は財団法人日本科学協会助成「現代中国における死をめぐる政策と人々の実践に関する研究——葬儀施設で働く人々を中心とした文化人

類学的フィールドワークに基づく社会分析」（平成一七年）の支援を受けた。

注

〔1〕 もちろん近現代における葬儀を学際的、かつ統合的に把握する試みがまったくないわけではない。ワトソンの提起した論争的な性格を持つ主張は、もつともこうした傾向の顕著な例である。「ワトソン 一九四（一九八八）」。本稿の扱う主題は、彼の析出した *funerary rites* と *rites of disposal* の差異を踏まえて、後者を主たる対象とした。ただし、主要な主張である儀礼の統一性と精神領域における多様性という社会構造還元型の分析枠組みでは、複雑な変遷を経た葬儀を十分に検討できるか疑問が残る。むしろ文献資料の収集とフィールドワークを積み上げることでモデルを組み立てるべきであるというのが著者の主張である。

〔2〕 全国の火葬場について総合的な統計が集められ始めた一九八四年には、葬儀改革先進地区である山東省、河北省、江蘇省がそれぞれ一三三箇所、一五一箇所、九六箇所の火葬場を保有していたのに対し、甘粛省や本稿で取り上げる陝西省はそれぞれ一四箇所、一九箇所の簡易な火葬施設を整備していたに過ぎない（民政部関與貫徹執行「國務院関與殯葬管理暫行規定」的通知「民（八五）一三三号、一九八五年二月二六日」）。一九八五年には北京、上海、天津では管轄するすべての市、県に火葬場が設置されている

が、陝西省では一三・五%の県にしか火葬施設は配置されていなかった。

〈3〉「公墓管理暫行辦法」（民政部民事第九九二、二四〇号）によれば、公墓とは遺灰と遺体を埋葬する公共施設である。公墓はさらに農村村民のために遺体、遺灰を埋葬する公共公墓（公益性公墓）と、城鎮居民のために有償で遺体、遺灰を埋葬するサービスマンとしての公共墓地（経営性公墓）に分類できる。本稿では後者を中心に取り上げる。

〈4〉それぞれ「劉家駿對於掩埋露尸之建議」（『新秦日報』一九二七年一月七日）、「國民聯軍駐陝總司令部籌備追悼死亡將士及死難人民」（同一月一四日）、「追悼陣亡將士死難人民籌備會第二次開會情形」（同一月一五日）、「陝西革命大祭召開第三次籌備會情形」（同一月一六日）、「革命大祭第四次籌備會議」（同一月二〇日）、「革命大祭第五次籌備會紀略」（同一月二二日）、「革命大祭第六次籌備會志略」（同一月二四日）、「革命大祭第七次籌備會志略」（同一月二六日）、「陝西革命大祭籌備處之通知」（同一月二七日）による。「西安革命公園國殤墓碑」（馮玉祥撰）、「陝西革命殉難軍民合塚銘」は、陝西革命先烈褒恤委員會編「一九四九（一九九〇）」に、「誄西安困城中陣亡將士及死難人民」（鄭子屏）は『西安文史資料』第一輯（一九八七）に拠った。

〈5〉一九三〇年に入ると国家として死の意味づけが強化され、各地の戦場で死亡した兵士を部隊から一名選出し南京

の国殤公墓へ送るなどの体系性がみられるようになる。「国葬法」（一九三〇年一〇月）、「国葬儀式」公布（一九三〇年一〇月）、「国葬先哲逝世日紀念典禮條例」（一九三三年五月）、「烈士祠辦法」（一九三三年九月）、「国葬墓園條例」（一九三六年七月）などの制度が旧民主主義革命以後に整えられている点に注意されたい。

〈6〉一九三二年に何慶雲が革命公園を遊覧した際の感慨は一九四九年以前にこの公園を訪れた多くの人々に共有されるものであった。インフォーマントのうち幼少期に革命公園を訪れた人々はそれぞれ「草の生い茂る荒地」「荒れた墓で恐ろしいところ」「無造作に遺体を埋めた場所（乱埋墳）」と述べている。

〈7〉「民政庁指示各專署縣市破除迷信、改革風俗、設意見箱広征民意」（『解放日報』延安、一九四一年六月二六日、第二面）、「為改革喪事礼俗、提倡簡素併改造陰陽案」（一九四六年）、「胡民新ら編一九九五」。後者の提案は検討を経て「令各級政府嚴禁婦女纏足及改革喪事礼俗提倡簡素併改造陰陽」（民字第三号、一九四六年五月一七日）へと展開された。

〈8〉当時の檔案からは陵園建設のために多額の資金が集められ、中山陵のような墓地が予定されていた様子をはっきりとすることができる（現在、関連檔案は閲覧不可）。我々の目にするところの志丹陵園は、胡宗南による破壊、文化大革命初期の破壊を経て修復されたものである。

〈9〉「辺区政府建革命公墓」（『解放日報』一九四一年八月

一五日、第二面)。

〔10〕「陝甘寧辺区政府民政庁命令―事由…為通分検査当地烈士墳墓被水毀者応速修補淹理由」(戦衛字二二…一九四九年一月二一日)、「陝甘寧辺区政府民政庁指示信―事由…在遭敵蹂躪及作戦地区、応徹底打掃衛生掩埋暴死」(戦衛字一…一九四七年一月二一日)のなかに一九四九年以前の埋葬の様子が描かれている。

〔11〕陝西省では「晋察冀辺区政府委員会通知…通知各地注意清明日為瑩烈士掃墓並舉行紀念由」(戦民社五七号)をモデルとすべく一九四七年に各機関へと転送されている。

〔12〕ただし、西安陥落後に出された烈士認定に関する通達では作戦中の戦没・公儀・敵に殺害された者を調査対象としており、人民解放軍の戦闘員(遊撃隊、警備隊を含む)だけでなく、革命政府工作員や地下革命工作員、民兵や民工を含んでいることから、戦闘で罹災した当地の人々が全く含まれないわけではない(陝甘寧辺区政府民政庁通知―事由…為調査烈士英勇諸事)戦衛字一〇…一九四九年一月一〇日)。

〔13〕この後には以下の言葉が続いているが、重視度合いが異なるために実現されるにはさらに時間を要した。

この方法は一般の人々にも紹介される必要がある。すなわち、村の人々が死んだなら追悼会を開き、このような方法で我々の哀悼の思念を託すことで、すべての人民に団結をさせるのである(毛沢東「為人民服務」一九四四年九月八日)。

〔14〕すでに進行しつつあった墓葬改革を貫徹させるために県人民政府から発せられた通知の草稿による(県人民委員會發文稿紙「積極開展墓葬改革工作的通知」県民政科(五八)二二八号、六一〇、一九五八年一月六日)。

〔15〕人民公社、生産大隊ではこの時期改めて墳墓の撤去運動が行われた。陝西省中部では一九六七年を頂点に革命への衝迫に基づく激しい墓地の破壊が行われ、「破四旧」のなかで永続性の墓地を造営することが不可能となっていく。一九五〇年代の墓地移転、平坦化運動との差は、大躍進期の遷墓が生産性の向上に宣伝のポイントを置いたことに対し、一九六〇年代の墓地破壊が思想の問題として扱われ、暴力的な色彩を帯びていたことにある。

〔16〕「内務部による火葬場の基本建設および設備問題に関する座談会」(一九六六年)は全国各県の民政局に転送され、各地で旧思想革命の指標として火葬場建設が着手される。一九六五年の報告によればこの年までに人口一〇〇万人以上の一六都市すべてに火葬場が配置され、五〇万から一〇〇万人の都市三一のうち二三都市に、二〇万から五〇万人の七五都市のうち二六都市にそれぞれ火葬場が設けられた。

〔17〕民政局の資料をもとにした葬儀改革の歴史を解説する事例ではこうした見解をとる研究者が多い「王一九九七・六〇六など」。

〔18〕価値を見出された墓地は永続性が保証されるが、一般の公墓であれば合法的な墓地でも二〇年を満期に処理や課

徴金を求められる。販売時に永久保存を標榜する公墓もあるが、実際には近親の死亡とともに忘却を求める時限的措置と言つてよい〔民政部人事教育司編「一九九六」〕。この意味で、今日の公墓は永遠の父子孫の結束を示す象徴とはなりえず、むしろフリードマンが指摘した追慕の情を伴う家庭レベルの位牌祭祀に近い〔フリードマン「一九九一（一九五八）…二二二—二二三」〕。

〔19〕一九八〇年代中盤まで火葬率の低下は続き、一九八四年には陝西省全体で前年度比一・一九%の低下が見られる〔民政部関與貫徹執行「國務院関與殯葬管理暫行規定」の通知〕民（八五）一三三号、一九八五年二月二六日。この傾向は全国的にみられ、火葬場の数は一九七八年の一二二三件から低迷を続け、一九八九年にいたつて回復を遂げる。火葬者の数も一九八四年に一二八万一五四〇人を記録するまで一九七八年の数字を超えることができなかった〔国家统计局社会統計司編「一九九〇」〕。

〔20〕本章のデータは、二〇〇〇年九月から二〇〇二年五月まで陝西省中部の四都市にて断続的に行つた調査による。殯儀館、火葬場の従業員に関する情報は二〇〇五年八月に行つた別途調査により補足した。

〔21〕管理センター内の標語による。

〔22〕一九七八年に対外開放されたこの公墓は中国農工党陝西省委員会資訊服務部と郷人民政府の合同作業の結果、地域を代表する先進的なモデルとして建設された。

〔23〕殯儀館、土地局などにあてられた土地使用の批准文書

でもこの土地が荒れた傾斜地であり旧墓地であることを理由に挙げ墓地建設を許可している（市区計画委員会「関與公墓の批復」九三—六四号、一九九三年）。

〔24〕殯葬管理センター所長によれば、本県は葬儀改革の内容を宣伝する段階にあり、火葬や公墓による死の管理はまだ十分に行われていない過渡期にある。

なお、今日の埋葬者増減を分析するうえで死亡が確認されてから病院の太平間、殯儀館、火葬と遺灰の処理について一連の行政的手続きと経済的援助にかかる側面を無視することはできないが、この問題は別稿に譲る。

〔25〕「殯葬管理条例」第八条（國務院令第二二五号、一九九七年七月二一日）、「陝西省殯葬管理办法」二四条（陝西省人民政府令第六〇号、二〇〇〇年八月二二日）、「公墓管理暫行辦法」一八条（民政部民事発二四号、一九九二年八月二五日）の規定による。これらの法規はすべて民政庁業務の指導教本に収められている〔陝西省民政庁編「二〇〇二」〕。

〔26〕A公墓のある職員は、殯儀館付属火葬施設の利用者に葬儀改革を説明する際にしばしば用いられる語句をまとめたメモを作成していた。引用する語句のなかに一九八〇年鄧小平が海外の記者に述べた言葉がある。ここでも「五〇年代毛主席が死亡後火葬し遺灰のみを留め、遺体を残さず墓も建設しないことを提議した」ことを紹介し周恩来の例を挙げて火葬、無墓地を葬儀改革の最終到達点と説明している。

参考文献

- 王曉葵 二〇〇五 「二〇世紀中国の記念碑文化——広州の革命記念碑を中心に」芳賀祥二ほか編『記録と記憶の比較文化史』名古屋大学出版会、二三四—二七〇頁。
- 川口幸大 二〇〇四 「共産党の政策下における葬送儀礼の変容と持続——広東省珠江デルタの事例から」『文化人類学』No.六九—二、一九三—二一〇頁。
- 田村和彦 二〇〇一 「陝西省関中平原における葬儀」愛知大学国際コミュニケーション学部比較文化学科編『戸県農民の生活と文化』一四〇—一六二頁。
- 田村和彦 二〇〇三 「国家政策と漢族の葬儀」『アジア遊学』No.五八 特集路地裏の宗教、勉誠出版、二四—三五頁。
- フリードマン、M 一九九一（一九五八）末成道男ほか訳『東南中国の宗族組織』、弘文堂（M. Freedman, *Lineage Organization in Southeastern China*, Athlone Press）。
- ホワイト、M 一九九四（一九八八）「中華人民共和国における死」ジェイムズ・ワトソン、エヴリン・ロウスキ編 西脇常記ほか訳『中国の死の儀礼』、平凡社（James L. Watson and Evelyn S. Rawski (ed.), *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, University of California Press, Berkeley）。
- ワトソン、J 一九九四（一九八八）「中国の葬儀の構造——基本の型・儀礼の手順・実施の優位」ジェイムズ・ワトソン、エヴリン・ロウスキ編、西脇常記ほか訳『中国の死の儀礼』平凡社（James L. Watson and Evelyn S. Rawski (ed.), *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, University of California Press, Berkeley）。
- 儀礼』平凡社（James L. Watson and Evelyn S. Rawski (ed.), *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, University of California Press, Berkeley）。
- Watson, Rubie 1994 "Making secret histories: Memory and mourning in Post-Mao China," *Memory, History, and Opposition under State Socialism* (Rubie S. Watson ed.), School of American Research Press, pp. 65-85.
- 川口敦司 二〇〇一 『広東族群検骨重葬習俗の人類学研究』（未出版）、中山大学博士論文。
- 国家統計局社会統計司編 一九九〇 『中国社会統計資料』中国統計出版社。
- 韓恒 二〇〇二 『規則的演変：対豫南G村喪葬改革之実証研究』（未出版）、中国人民大学修士論文。
- 何慶雲 一九三二（一九七二）『陝西実業考察記』文海出版社。
- 胡民新ら編 一九九五 『陝甘寧辺区民政工作史』西北大学出版社。
- 民政部人事教育部編 一九九六 『民政部幹部培訓系列教材・殯葬管理』中国社会科学出版社。
- 陝西省檔案館、陝西省社会科学院編 一九九一 『陝甘寧辺区政府文件選編』第一〇編、檔案出版社。
- 陝西革命先烈褒恤委員會編 一九四九（一九九〇）『西北革命史征稿』上海書店。
- 陝西省民政庁編 二〇〇二 『陝西省民政行政執法手冊』（非出版）。

王夫子 一九九七 『殯葬文化学——死亡文化的全方位解讀』下、中国社会科学出版社、五九二—六〇六頁。

趙海 二〇〇〇 「中国殯葬管理工作報告：現状、問題與对策」『中国社会福利與社会進歩報告（一九九九）』社会科学文献出版社。

中共西安市委党史研究室編 一九九三 『堅守西安』中共西安市委党史研究室。

中国人民政治協商會議千陝西省西安市委員會文史資料研究委員會編 一九八七 『西安文史資料』一一輯、中国人民政治協商會議千陝西省西安市委員會文史資料研究委員會。

※各行政文書は陝西省檔案館、省内各地市縣檔案館所蔵のものによる。